

議案第 1 2 号

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成 2 5 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）を円滑かつ適切に実施し、地域福祉の充実を図る」を「社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議する」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

第 4 条第 1 項中「1 5 人」を「1 8 人」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 市民団体の代表者

第 6 条第 1 項中「5 年」を「2 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（朝霞市地域福祉計画策定委員会条例の廃止）

- 2 朝霞市地域福祉計画策定委員会条例（平成 2 6 年朝霞市条例第 4 0 号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表朝霞市地域福祉計画策定委員会の項を削る。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき朝霞市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 計画の策定又は変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、委員18人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市民団体の代表者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 朝霞市地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑かつ適切に実施し、地域福祉の充実を図るため、朝霞市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 計画の推進に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、計画に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市内の公共的団体等の役員又は職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p>